

第55回福島県入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

(1) 日 時 平成27年9月30日(水) 午後2時00分から午後4時10分

(2) 場 所 西庁舎12階 講堂

(3) 出席者

ア 委 員

伊藤宏(委員長) 安齋勇雄 今泉裕 齋藤玲子 佐藤初美 芳賀一英 藤田一巳

イ 県 側

総務部政策監 土木部次長(企画技術担当)

入札監理課長 入札監理課主幹兼副課長 入札監理課主幹

技術管理課長 建設産業室長 建設産業室主幹

農林水産部参事兼総務課長 農林技術課長

出納局入札用度課主幹兼副課長 教育庁財務課主幹兼副課長

警察本部会計課主幹兼次席

県北建設事務所主幹兼企画管理部長 県北建設事務所主幹兼専門技術管理員

二本松土木事務所所長

棚倉土木事務所所長 棚倉土木事務所業務課長

南会津建設事務所専門技術管理員

県南出納室主幹兼副室長兼出納課長

(4) 次 第

① 開会

② 議事

1. 報告事項

ア 県発注工事等の入札結果について(平成27年4月～7月分)

イ 福島県総合評価方式(工事・測量等委託業務)における「次世代育成支援」評価の見直しについて

ウ 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について(平成27年6月～8月分)

エ 平成26年度の随意契約の状況について

2. 審議事項

ア 抽出案件について

イ 平成27年度下請状況実地調査について

ウ 建設関係団体等からの意見聴取について

3. 各委員の意見交換

4. その他

③閉会

2 発言内容

【入札監理課主幹兼副課長】

(開会)

ただいまから「第55回福島県入札制度等監視委員会」を開会いたします。

本日の会議は、軽装での開催といたしました。御出席の皆様におかれましても、軽装の御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、議事につきまして、伊藤委員長よろしく申し上げます。

【伊藤委員長】

これより議事に入ります。

まず、本日の議事の進め方について、協議したいと思います。

本日は報告事項が4件、審議事項が3件でございますが、公開で行いたいと思っておりますがいかがでしょうか。

【各委員】

～異議なしの声～

【伊藤委員長】

御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

始めに報告事項のア「県発注工事等の入札結果について（平成27年4月～7月分）」です。事務局の説明をお願いします。

【入札監理課長】

(「資料1」により説明)

【伊藤委員長】

ただいま報告のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

【伊藤委員長】

次に、報告事項のイ「福島県総合評価方式（工事・測量等委託業務）における「次世代育成支援」評価の見直しについて」です。事務局の説明をお願いします。

【入札監理課主幹】

(「資料2」により説明)

【伊藤委員長】

ただいま報告のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

「次世代育成支援」制度そのものが変わったということで、今までの子育て応援から働く女性へと変わったので、移行期間は勿論ありますけれど、今後新しい制度で認証をしていくということで、総合評価方式の配点も今後子育て応援から働く女性に移行していく、ということでしょうか。よろしいですか。

【伊藤委員長】

次に、報告事項のウ「入札参加資格制限（指名停止）の運用状況について」（平成27年6月～8月分）です。事務局の説明をお願いします。

【入札監理課主幹兼副課長】

(「資料3」（建設工事等）により説明)

【伊藤委員長】

ただいま報告のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

【安齋委員】

1 番の文化設備工業ですが、許可のない業者を下請けにしたということは、知っていてやったということなのか、うっかりして知らないで業者にやらせたということですか。

【入札監理課主幹兼副課長】

この事案ですが、当初は軽微な工事の範囲を超えない低額の工事でしたが、それを超えたが故に許可が必要な業者になったわけですね。軽微な工事の範囲を超えたところで許可を得なければならない業者を下請契約してしまったという事案です。

【出納局入札用度課主幹兼副課長】

(「資料3」(物品購入等)により説明)

【伊藤委員長】

ただいまの説明について御質問ございますか。

注文したけど結局間に合わなかったということですか。

【出納局入札用度課主幹兼副課長】

仕様書の方に色々性能が記載してありますが、その条件を満たしていなかったということで、4月に新聞にも取り上げられたモニタリングポストの不具合に関する事案ですが、県民の方からあまりにも数値が現実的でないということからこの事実が発生したものです。

【齋藤委員】

福島電子計算センターと同じような業者というものは他にもありますか。というのは、資格制限期間が6か月というのはかなり長くて、その間に代替する業者がないということになりますと、かなり困ったことにはなりませんか。

【出納局入札用度課主幹兼副課長】

業者数については、手元に具体的な数字がありませんので、後ほどご説明したいと思います。

期間について6か月ということですが、要綱の第9条の第1項第2表の5に規定されておりまして、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品購入等契約の相手方として不適当と認められたときは、1か月以上12か月以内の規定とされています。

この案件につきましては、納期内に仕様書の性能を満たす物品が納入できなかった行為、また、当該システムは県の放射線対策上極めて重要な物品であり、県民に与えた影響は大きいということで、要綱上最長の12か月と判断しました。一方、今回の契約以前2年以内に福島県と計算センターとの間に2回の契約実績がありまして、これらについては契約どおり履行されているという事実がありますので、要綱上その場合は2分の1に短縮することができるということで、今回は6か月の制限としております。

【伊藤委員長】

次に、前回の入札制度等監視委員会で事務局に依頼しておいた、報告事項のエ「平成26年度の随意契約の状況について」です。事務局の説明をお願いします。

【入札監理課長】

(「資料4」により説明)

【伊藤委員長】

ただいま事務局より報告のあった随意契約の状況について、委員の皆様から何かございますか。

【安齋委員】

震災後4年半が過ぎましたが、緊急随意契約はいつ頃まで続くのでしょうか。

【入札監理課長】

基本的にはやむを得ない緊急性のあるものについては行うということになりますが、中身を精査した上で本当に緊急性があるのかということを考えて行うべきかと考えております。

【安齋委員】

災害に伴った緊急随契は段々減って、もう少しで終わると考えていいですか。

【土木部次長】

土木関係の消波ブロック工事に関する災害の状況についてお話しさせていただきます。

県全体でいいますと97%が着工しており、あと3%程が残っております。特に避難指示区域内の部分、こちらはまだ発注が残っています。避難指示区域外ですと、72%が着工しているということになりますが、まだ3割ぐらいが残っているということで、これから発注が出てくると思っています。

【安齋委員】

あと何年くらいかかるかはまだ分からないということですか。

【土木部次長】

避難指示区域外であれば、それほど時間もかからないし、発注が進むと思いますが、帰還困難区域と避難指示区域の分が残っているので、そこはいろいろ除染の関係もあって時間がかかりますので、はっきりとした見通しはお話できないような状況になっております。

【伊藤委員長】

3ページ目の表にある、「23年災」の欄に東日本大震災のほかに、新潟・福島豪雨、台風15号とあるのですが、これはいずれも23年の災害ですよ。これに由来する緊急随意契約が26年度にまだ存在する。今の話だと原発事故に伴う部分については理解できるのですが、この4年前の台風とか豪雨に伴う緊急随意契約というのがまだあるのですよね。まだ何件ぐらい残っているのですか。

【建設産業室長】

東日本大震災以外のこれらの災害については、ほぼ昨年度で工事を完了しており、これから出てくることはない状態です。

【伊藤委員長】

それにしても、昨年度で終わっているにしても3年経っていますよね。

【建設産業室長】

用地買収が必要なところとか、設計がなかなか整わなかったところもあり、昨年度実施しているところが数件ありました。

【伊藤委員長】

今回の震災と原発事故の分ということを除けば、台風であるとか、豪雨などに対応する緊急随意契約というのは、だいたいどのくらい続くものですか。

【建設産業室長】

通常の災害ですと、発生から3年で復旧すると言われております。新潟・福島豪雨は規模が大きかったので5年ほどかかっている状況です。

なお、今年度の9月の県内全域の豪雨で被害が出ていますので、また、その災害復旧にかからなければなりません。

【伊藤委員長】

もう一つ質問ですが、2ページ目の「第2号」の欄の契約の性質又は目的が競争入札に適さないものとして、プロポーザルが13件と書いてありますが、このプロポーザルは全部、競争入札に適さない場合ですか。

【入札監理課長】

プロポーザルは備考欄にあるように、4団地で工種が建築・電気・暖冷房の3つですので、12件が復興公営住宅関係です。

【伊藤委員長】

いわゆるプロポーザル方式でやるということは、随意契約なのかと疑問なのですが、プロポーザル方式で設計も含めて提案をして、その複数の提案からどれがいいのかということによって総合評価をして選定するわけですね。つまり、随意契約というのは基本的に緊急であるとか、事情があるのでどこかの業者にお願いをする、いわば県がほぼ仕切っているということになっているのですが、このプロポーザルというのはどこの建設業者でも参加できる仕組みですよ。

【入札監理課長】

参加要件を定めますので、その参加要件に合致する会社は参加できます。

【伊藤委員長】

条件付きのプロポーザルということですよ。狭い範囲の少しの業者じゃなくて、それ自体競争性があるわけですよ。プロポーザル方式って随意契約なのでしょうか。いわゆる競争入札のカテゴリーで理解すべきではないのかと思うのですが。

【入札監理課長】

金額以外の部分を含めたいわゆる通常の入札は、金額と金額以外の技術力を図るのを目指すというのがありますが、基本的に金額がベースで落札が決まるのですが、それ以外の要素で決まるということで、随意契約という地方自治法上のカテゴリー分けということにはしております。競争性や公正性が確保された契約方式であると考えています。

【安齋委員】

委員長が御承知のようなので確認というか、補足説明します。

この監視委員会の前に検証委員会があって制度設計したのですが、その時最終的に指名競争入札が認められなかったのです。それで福島県では一般競争入札と随意契約が認められました。指名入札が認められないので、その2つしかないのです。

普通、随意契約とは単独随意契約のことを言っています。ところが福島県の場合にはこの2つしかないで、単独随意契約では競争性が確保できていないという意味で、指名に近いような、数者、7者とか8者を選んで随意契約にしているのが福島県の独特の随意契約なのです。

そうすると区分上、委員長が言ったように競争入札か、随契かと言うと、競争入札がダメなところは随契の方のグループに入ってしまうのです。その辺の作り方が福島県は独自なんですね。

先ほど私が「いつまで続くのか」という意地悪な質問をしたのですが、震災があった時は契約が進んでなかったんで、私のはっばかけたのです。「なぜ随意契約をやらないのか。競争入札ができない時は緊急の時に随意契約ができるのだから、随意契約を進めろ」と言ったのです。その時は、土木部の県職員がなかなか随意契約に踏みきれなかったんで、私は背中を押しました。それでようやく随意契約が始まったのが福島県です。

途中で何回も言ったのです。「指名競争そろそろ復活したら」と。でも駄目だと。福島県独自で、もう指名競争をやらないのが福島県の特徴なので、どうしてもこれは受け入れられないと。変則的な随意契約をしばらく続けて、災害復旧が片付いてきたら、競争入札がほとんど主流になるだろうということが進んだので。

もうちょっと過渡期なのかな。あと何年で言えないですよ。消化しきれない工事が続くんですよ。もちろん、またいろいろ災害が起こればまたこういった手が使えますよね。

ただ、いずれにしても東日本大震災に伴う随意契約はそろそろ終わりに近づいたと考えてよいでしょう。案件がもうそろそろないですよ。先ほどの話のように残っているのは30%とかでしょう。

【土木部次長】

先ほど申しましたように、全体というか、避難指示区域以外の区域は先が見えてきたような状況です。避難指示区域内には特に帰還困難区域がありますので、その辺で今の段階でいつまでという見通しはお話しできない状況です。ただ、数字的には間違いなく減ってきている状況ではあります。

【伊藤委員長】

そもそも随意契約がこんなに多いということは、数字的には異常なことで、一つは安齋委員がおっしゃったように指名競争入札がないので随意契約で、言ってみれば肩代わりしているということが少なからずあるということと、東日本大震災、原発事故に伴う災害復旧の部分がまだあるということだと思います。

指名競争入札がどうかということはなかなか難しい問題で、すぐに結論が出るものではないのですが、郡山市の例などをみますと、指名競争入札をしますと、10者とか12者とか指名しますと、2倍とか3倍の金額といったとんでもない金額が出てくるのです。なぜかという、そもそも受けたくないのです。受けたくないけれども辞退をすると、市からの印象が悪くなるのではないかと、そんなことはないのですが、一応は入札に参加しましょう、でも取りたくない。ということで絶対落とせないような金額を出してくるのです。こういうことが現実には起こっています。

そういうようなことも含めて、これまで指名競争入札が何故問題になるかということ、どうやって指名されるかというプロセスとかシステムが透明ではないから、何か密室で指名業者が決められていると。そうすると何か恣意的な部分が働く危険性があるということですよ。

今は他にも指名競争入札をやめたというところもあるようで、河川国道事務所はやめたとか聞きましたが、ただ、指名競争入札そのものが悪いということではなくて、指名のプロセスとかシステムが透明でないということが悪いわけです。

随意契約がこんなにあるのが異常なので、通常の状態に戻すためにむしろ指名競争入札を復活させたいとお考えになるならば、かつてやっていたような指名競争入札ではなくて、指名のプロセスやシステムが透明で、言い方を変えれば誰がやっても同じような業者が指名されるという、こういうようなシステムがちゃんと構築できるかどうか。多分そういうようなシステムが構築できれば、県民に対しても、納税者に対しても、指名競争入札を復活するけれども、「こういうシステムでやりますよ」というような「誰がやっても同じですよ」というようなことだったら、県民の納得あるいは、県庁の納得も得られるかもしれませんよね。

制度そのものが悪ではなくて、今までの運用の仕方に問題があった。あるいは悪いことが起こりうる余地があったということなので、検討としては、東日本大震災からもう5年経つわけですから、私は指名競争入札を復活しようと言っているのではなく、指名競争入札を一つの選択肢として、公共工事を円滑にやっていくための一つの手段であることは間違いないので、もし検討をなさるときには、前のようなものではなく、透明性の確保ができていたような指名競争入札というものを検討していただければと思います。

【安齋委員】

芳賀委員に聞きたいのですが、国交省は昔の指名競争は難しいということで違う方向なのでしょう。透明性の高い指名競争の仕方なんて実際難しいのではないですか。

【芳賀委員】

業界では、指名競争という声がぼつぼつ出ています。ただ、見えない部分、分からない部分でもどうなのかなということは一般的にはあります。

【伊藤委員長】

郡山の河川国道事務所の方と話した時に、今は指名競争入札はやめたそうですが、前に指名競争入札をやっていた時はルールを作って、誰がやっても同じような業者が選ばれるというシステムになっていました。ということは言っておられました。絶対ということではないと思いますが。

【芳賀委員】

国交省と県、あるいは市町村ということで考えてみた場合には、施工業者の能力自体が大きく異なるわけですよ。例えば工事1件あたりを考えてみても、通常の時期になった時は2千万、3千万という仕事が県等は多くなってきます。一方、国はというとそういうレベルではないわけです。本質的に、

手を上げる業者というのはそれだけ上になるわけで、そういった問題、ある意味でルール上しやすいという部分はあると思います。

ただ逆にもう1つ、指名制度というのはどんなに透明性が発揮されるものであっても、現在は、一般競争入札・価格競争ということで、手を上げるのは自由ですよ。その人達のはじかれた時にどういうふうを考えるのか、そういう人達が納得するのか、いわゆる土木行政の中では事務量であるとか、手続き等の関係からいっても少なくした方がよいのでしょうか。しかしそういったことが今対応できるような体質なのか、というようなことが環境としてはあると思います。

いろいろ検討するには異論の多いテーマであるのは間違いないです。

【伊藤委員長】

いずれにしても震災以降、随意契約は多くなっていますけれども、震災の復旧工事は一段落した後、推移を見ながらそれでも随意契約が異常に多いというのはちょっと公共工事の透明性・公正性という観点からみると、問題なのかなど。そもそも公募型随意契約ということ自体がなかなか理解し難い制度ですので、無理にこういう制度を作っているわけですけれども。

【伊藤委員長】

次に、審議事項 ア「抽出案件について」です。テーマは、「予定価格5千万円以上3億円未満の一般土木工事で応札者が1者だった案件」です。抽出された委員から抽出理由の説明をお願いします。

齋藤委員から説明をお願いします。

【齋藤委員】

私が選びましたのは、案件番号2の整理番号18、それから案件番号3の整理番号19、20と、案件番号5の整理番号35です。

まず、整理番号18というのは、市町村合併支援道路整備工事（改良）となっていますが、これはどういう流れか分からないので、説明をお願いしたかったことと、金額的にも大きいことから選ばせていただきました。

それから、整理番号19、20は随意契約ということで、金額が大きいことも含め問題意識があったことから選びました。

このうち整理番号20というのは、公共災害復旧工事（河川）ですが、かなり緊急の重要な工事だと思いますので、それすらもなかなか応札が芳しくないというのはどういったことなのかということから選びました。

それから整理番号35は、道路橋りょう整備（再復）工事（防雪工）ということですね。これも金額がかなり大きいということで選ばせていただきました。

付け加えたいのが、抽出はしなかったのですが整理番号40から70までの案件は、相双、いわきでの案件ですが、これはあえて選びませんでした。なぜかという、これは東日本大震災の時の関連の工事だと思うのですが、まだこれだけ大きいんですね。それらは選びませんでした。浜通りの地方でも応札が少ないという問題について抽出したものとは別に、どういう状況なのか聞かせていただきたいと思います。

【伊藤委員長】

佐藤委員からお願いします。

【佐藤委員】

私が抽出した案件は案件番号1整理番号14。こちらは案件一覧をいただいたときに、電子入札の案件が散見されたのですが、本工事でも電子入札の案件であるということで抽出しました。

2つ目は、案件番号が3、整理番号が20。公共災害復旧工事（河川）のものでして、選考業者が10者であったにもかかわらず、応札者が1者となった事情、どのような事情でこのようになったのか気になったので抽出しました。

最後に、抽出案件 4 整理番号 30。道路橋りょう整備ですが、いただいた案件の中でかなり多く見られた工事名称でしたので選びました。

【伊藤委員長】

案件番号 1 の県北建設事務所の案件について説明をお願いします。

【県北建設事務所】

(「資料 5、案件番号 1」の説明)

【伊藤委員長】

ただいまの案件につきまして御質問等がございましたらお願いします。

【佐藤委員】

これは抽出理由のところでも申し上げたように、電子入札の案件ということでしたが、電子入札というのは一般的に応札者が少なくなるとか、そういう傾向があるのかお聞かせいただきたい。

【入札監理課長】

一般的に電子入札の場合とそれ以外の場合の応札者数に差があるという認識はありません。通常、電子入札で行った場合は、その前の公告あるいは設計書の閲覧も電子閲覧で行うことが多いです。ネット内での入札行為になりますので、非常に透明性・公正性が保たれた入札になります。佐藤委員がおっしゃったように、電子入札なのに 1 者応札だったというのは、私自身も不思議に思っています。

【伊藤委員長】

電子入札ですが、ほとんどの業者が対応できるようになっているのですか。業者が電子入札をできるようなシステムを持っているかなんですが。

【県北建設事務所】

今回の入札に関し申し上げますと、県北建設事務所管内で格付等級 A 又は B で対象は 71 者あり、そのうち電子入札可能の業者が 50 者、約 7 割になります。

【伊藤委員長】

3 割が対応できないということですね。落札額は、予定価格と税金抜きでちょうど 5 万円違いですね。99.9%ということになっていますが、工事の内容を簡単に説明していただけますか。つまり、積算がしやすい標準的な工事であるとか、特性があるとか、工事の中身を教えてください。

【県北建設事務所】

今回の工事発注の内容は橋梁です。下部工、コンクリートで作ります逆 T 型形式で 2 基作りますが、1 基の方は地盤が悪いということで、場所打ち杭を打っています。この工法に関しては特に特殊な工法ではありません。そういう意味で積算が複雑といったようなことはありません。

【佐藤委員】

電子入札に関連した質問ですが、あとの議題になっている建設団体からの意見聴取における調査票の案をみますと、電子入札・電子閲覧について、「一部の実施に留まっているところですが」というところがありますが、これについては先ほどお答えいただいたように、A 又は B の格付を受ける 71 者のうち 50 者が対応可能という状況にあるというのが一番ネックになっているのでしょうか。

【県北建設事務所】

この工事の入札参加の地域要件は、県北・県中・喜多方・相双になります。他の事務所管内の業者もおそらく 7、8 割は電子入札に対応できるようになっているかと思います。そういう意味では電子入札のメリットとしては、隣接管内の業者も閲覧に来なくても応札に参加できるということです。考え方によっては、応札しやすい、それなりの参加資格者も 7 割くらいあれば応札しにくい状況ではないかと判断しています。

【入札監理課長】

基本的には電子入札は、漸増ということで進めてきましたが、平成 22 年までの状況が震災後には同レベルで横ばいできているというのが 27 年度までの現状です。

本来であれば、23年度以降少しずつ増えていくのではというような予想でしたが、県内の企業の被災状況などもありますので、レベルとしてはそれ以上動かさずにきましたが、受注状況も安定してきて発注も安定してきた中で、受注者の方も発注者の方も負担が減らすためにも電子入札を増やす方向で考えていきたいと思っています。

【芳賀委員】

これは私の推測ですが、電子入札であつてもそうでなくても、おそらく手を挙げる人がいなかったのだらうと思うのです。例えば、過去の工事から予定価格というのは類推できますし、これからやろうと思って、積算してみても合わなかったんだと思うのです。

ここの伊達地区でやろうとするならば、猪苗代町から時間をかけて来てまでやらなくてはならなかったのには、別の理由があるような気がしてならない。つまり、役所が困っているから助けてやったというような側面があるのではないかと私は逆に疑ってしまうんです。

【伊藤委員長】

地域からみても、わざわざ猪苗代町からというのは大変ですよ。

電子入札の問題ということと、あまりにも予定価格に近いということと、二つの問題があるかと思っています。業者側が電子入札のシステムを構築するための初期投資のコストはかなりかかるのですか。

【入札監理課長】

コスト的には数万円程度というところだと思います。

【安齋委員】

簡単に言うと、ABCと格付があるでしょう。Aは全部OKだよ。Bが多分3割くらいはやっていないところがある。規模が小さいCだと多分もっと多くなる。

【伊藤委員長】

規模が小さいほど電子入札に対応できていない。ソフトのお金の問題だけではなくて、それを使える人がいるかどうかということの問題が大きいのでしょうか。

【安齋委員】

Cになると零細業者が多いですから。社長がここまでやれるかということに対応できない。

【齋藤委員】

電子入札にどういうものをかけるようにしているのでしょうか。

【入札監理課長】

基本的に公共工事を発注している土木部と農林水産部の方で、電子入札するものを各発注機関の方で選んでいまして、どういうものを電子入札にするかということでは決めていません。発注者の方に任せています。

【齋藤委員】

それでも相対的に金額の安いものだとか、シンプルなものだとか、技術力を必要としているか、何らかの基準があると思うのですが、その点についてはいかがですか。

【県北建設事務所】

電子入札の件数を、事務所ごとに割り振られまして、事務所の方では工事の閲覧をパソコンでできるものとか、規模が中程度くらいのもとかを選定して発注している状況です。

【伊藤委員長】

将来的な目標数値のようなものはお持ちですか。

【入札監理課長】

今、福島県以外の東北各県の電子入札導入状況は100%に近いような形でできていますので、速やかにその線には近づけたいと思っています。

【伊藤委員長】

次に、案件番号2、県北建設事務所の案件について説明してください。

【県北建設事務所】

(「資料5、案件番号2」)の説明)

【佐藤委員】

この案件ということではないのですが、この案件はたまたま落札率が88.94%で、抽出案件一覧の中でも一番落札率が低かった例外的な事案です。逆に、抽出案件一覧表を見ますと、平均より落札率が高いのではないかなという状況になっていると記憶しています。

それとの関係で気になったのは、応札者が1者だった案件では工事成績評価というのは平均の場合と比べてどうなのでしょう。もし、今回抽出された案件のうち、完成している工事と完成していない工事があると思うのですが、完成している工事について平均の場合、価格帯とか一般土木工事だとかそういった条件が一緒で、応札者が複数かどうか、そこは違いがあるかと思いますが、同じ価格帯で一般土木工事の成績評価と今回抽出案件でいただいた場合とで工事成績評価に違いがあるのかどうか。分かっていたら教えてください。

【入札監理課長】

今の質問は、例えば発注する金額であるとか、応札者の数とかでその後の工事成績に何らかの傾向があるかということでしょうか。

【佐藤委員】

応札者が1者だった場合と、複数だった場合とで成績評価の違いが何か出てくるのでしょうか。

【伊藤委員長】

そういった統計をなんらかの形でとられていますか。

【県北建設事務所】

そういった統計はまだとってはいないのですが、一概に1者だから点数が悪いとか、複数だから点数が良い、というような傾向にはならないと予想されます。

【佐藤委員】

例えばこの工事の成績評価というのは具体的にどのようなようになっていますか。

【県北建設事務所】

現在、この工事については繰越をしまして、まだ検査は実施していません。

【伊藤委員長】

ついでお聞きしますが、落札率の高い低いということと、成績とはなんらかの因果関係はありますか。

【県北建設事務所】

相関関係はないという結果はあります。

【伊藤委員長】

次に、案件番号3、県北建設事務所と二本松土木事務所の案件について説明してください。

【二本松土木事務所】

(「資料5、案件番号3」の説明)

【伊藤委員長】

ただいまの案件につきまして、御質問等がございましたらお願いします。

【佐藤委員】

整理番号 20 番は、随意契約の理由として地域性及び実績を考慮してということですが、土木事務所内で決裁というときの資料にはもっと具体的な理由が記載されているのでしょうか。その内容を教えてください。

【二本松土木事務所】

理由としては、地域性と実績ということになります。実際に選定した理由は、二本松土木事務所管内の A ランクの全 4 者、それから工事箇所が旧岩代町になりますので、旧岩代町に所在する B ランクの全 3 者、あとは二本松市内の B ランクの業者を 3 者選定して 10 者としたところです。

【伊藤委員長】

二本松土木管内で A ランク・B ランクは全部で何者あるのですか。

【二本松土木事務所】

二本松土木管内では A ランクは 4 者、B ランクは二本松市内ですと 10 者になりますが、地域もありますので旧岩代町の B ランクが 3 者です。

【佐藤委員】

実績を考慮したということですが、選定された 10 者の中で、そもそも河川の復旧工事をした実績がない会社か、又はそういう工事の記録がない会社は含まれてないと考えてよろしいでしょうか。

【二本松土木事務所】

いずれも実績があります。

【伊藤委員長】

話は戻るかもしれませんが、今の話を聞いていると、指名競争入札の指名業者を選定するときとまったくダブりますよね。

【伊藤委員長】

次に、案件番号 4、棚倉土木事務所の案件について説明してください。

【棚倉土木事務所】

(「資料 5、案件番号 4」の説明)

【伊藤委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

【佐藤委員】

これも道路橋りょう整備工事ですが、抽出案件の一覧表を見ますと、県中にも会津にも相双の方にも多数あるようですが、工事の種類はたくさんあるのでしょうか。一般的に道路橋りょう整備工事に対応できる業者が少ないということから応札者が 1 者ということが起こっているのでしょうか。

【建設産業室長】

この工事名自体は、土木部の道路整備課の予算の中で付けられているもので、通常の道路工事一般の話として、その工事が特殊だから 1 者ということではありません。予算そのものがそのまま工事名になっているだけで、県内全域でこういう名前で工事をやっているという状況です。

【佐藤委員】

その道路橋りょう整備に対応している業者が少ないということではないですか。そういった何らかの理由を考えているのでしょうか。あれば教えていただきたい。

【建設産業室長】

通常、道路橋りょう工事は一般土木工事でもやっているもので、業者が少ないというわけではありません。一般的な工事が多いですから、それによって業者が少ない、それで 1 者だという状況にはなっていません。

【伊藤委員長】

震災直後は資材などが不足しているということがありましたが、今はそういう状況はあまり考えなくてよろしいということでしょうか。

【棚倉土木事務所】

資材につきましては、一部で生コン等が逼迫しているという状況がありますが、それ以外県内は落ち着いている状況です。

【伊藤委員長】

次に、案件番号5、南会津建設事務所の案件について説明してください。

【南会津建設事務所】

(「資料5、案件番号5」の説明)

【伊藤委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

【伊藤委員長】

1番から5番までまとめて御質問があればお願いします。

【齋藤委員】

さきほど説明しました、整理番号40番から70番はいわき・相双の地方での1者しかなかった案件が網羅されています。私は抽出しませんでした、浜通りの応札がはかばかしくないという状況ではないかと推察されますが、現在どのような状況なのか、これから先の見通しはどうかのうかがいたいと思います。

【建設産業室長】

昨年度、平成26年度というのは東日本大震災後の工事がピークになっていた時期でして、請負業者の方も手持ち工事が相当な数でやっていたというのが実態です。

発注自体は公募型ということで県内全域の一般土木の業者を公募していますが、工事自体が海側の工事であり、津波災害の場合は海岸線の工事が多いものですから、中通りとか会津の業者は、経験がなく入札に参加していないというような状況ということで、手持ち工事ぎりぎりの中でやっと1者応札してきたという結果だと思われます。

今年度7月までの発注ですが、ほぼピークは過ぎて今年度一杯までは復興工事の発注で、来年度は下がってくるので、普通の状態に戻るのではないかと予想されます。

【伊藤委員長】

来年度あたりからは、不調の件数、比率もかなり減るのではないかと予想されますか。

【建設産業室長】

そういうような期待はしています。

【齋藤委員】

某建設新聞に見出しが「県の入札参加資格 県外160者追加」という記事が出ておりましたが、県外の業者さんが登録されていて、これから先入札に参加されるというようなことが期待されるのでしょうか。あるいは、期待されるにしても県外業者に関する監視監督の意味では、別の観点からの問題があるのでしょうか。それについてはいかがでしょうか。

【入札監理課長】

今のご質問は、新しく県の有資格者名簿に県外から160者増えたという記事についてということですね。通常の県の入札制度の中では、県内企業で十分対応できる工事については県内企業で、県内企

業だけでは業者数が確保できない工事については、県外企業を含めた全国を対象にして、入札の対象を広げるようにしています。

県外からの追加登録のあった160者については、地域要件を全国に広げたときに参加いただくようになります。通常的一般土木に関しては、基本的に対象外ということになるのですが、実績であるとか、要件を定めた場合に県内で実績を持つ会社が少なかったりすれば、当然そういった会社も参加できるということになります。あるいは工事の規模がかなり大きくなり、数十億円規模になってしまった場合には、基本的には対象や地域要件自体が外れるということもありますので、そういった場合に参加してくるということになるとと思います。

【伊藤委員長】

今回の抽出案件は、浜通りが含まれてなくて、全部県北とか、応札者ゼロであるとか、1であるとか少ない案件に共通する特徴として何か把握されていますか。

【入札監理課長】

共通の特徴というわけではないのですが、抽出された案件が特徴的であったとは言えると思います。例えば「案件番号の2番」ですが、これは1者にもかかわらず88%という落札率があって、参加された方はかなりの競争を予想されたのではないかと思われました。

あるいは「案件番号1」ですが、これについては県北建設事務所の発注ですが、県北管内の応札者がなくて、隣接の猪苗代の業者の応札ですが、興味深い入札結果になったなと思います。これをみても一概に傾向とかというのは申し上げにくいと今回の抽出の中身をみて考えています。

【伊藤委員長】

例えば、資料1にある方部別のところですが、平均入札参加者数を見てもみると、平成27年度は、いわきとか相双地区は入札者が少ないのですが、会津若松とか喜多方は応札者が多いですね。ということは、会津方面から収まりかけていて、会津地方の人達が中通りに移動しつつあるという感じなのですか。先ほどの猪苗代町の件も含めてどうですか。

【入札監理課長】

県内の中では、工事の量というか、濃淡がかなりあるのではないかと思います。

【伊藤委員長】

次に、審議事項「平成27年度下請状況実地調査について」事務局の説明をお願いします。

【入札監理課主幹】

（「資料6」により説明）

【伊藤委員長】

ただいまの報告についてご質問等がありましたらお願いします。

これは毎年行われている調査ですけれど、調査内容の追加・修正等の御要望がありましたらお願いします。

【入札監理課長】

この調査は、委員会を経たうえですぐに入りたいと思っています。もし御意見などありましたら承りますので、事務局までいただきたいと思っています。

【伊藤委員長】

次に審議事項「建設関係団体からの意見聴取について」です。事務局からの説明をお願いします。

【入札監理課長】

（「資料7」により説明）

【伊藤委員長】

ただいま説明のあった件について、質問等があればお願いします。

【入札監理課監理課主幹兼副課長】

先ほどの物品購入の指名停止の関係で、御質問のあった件について説明させていただきます。

先ほどの福島電子計算センターにつきましては、物品購入の方の資格競争入札参加資格申請の名簿に載っております。その際の項目として営業種目が41項目に分かれています。そのうちコンピューター類に登録されていますのが105業者あります。そのうちの1者がこの業者です。

所在地が福島市内にある業者は49業者あり、多くの業者が登録されていますので、6か月間この業者が指名停止ということになります。支障はないと考えています。

【伊藤委員長】

次に「各委員の意見交換」に移ります。

私の方から参考までに1つだけお聞きしたいのですが、建設関係団体の意見聴取について3番目以下請の業界がありますね。これまでの聴取でも下請の業者の方々は厳しい意見をおっしゃっています。

実は、郡山市では来年度に向けて公契約条例を制定しようとしていて、検討委員会を立ち上げたところですが、公契約条例そのものに問題が多々あるようです。県としては今までそういった公契約条例のようなことを検討されたことはありますか。

【入札監理課長】

公契約条例については、他県の市町村レベルではすでに実施しているところもありますが、本県ではこれまで議会から何回かお尋ねがありました。基本的に今の法体系自体は最低賃金法が別に作られておりますので、規則もあるので十分であるというスタンスで臨んできました。公契約条例そのものを積極的な検討はこれまでのところありません。

【伊藤委員長】

はい、わかりました。

それでは「その他」に移ります。委員の皆様から何かございますか。

事務局の方から何かございますか。

【入札監理課監理課主幹兼副課長】

特にございませぬ。

【伊藤委員長】

次回の日程は、だいたいいつ頃になりますか。

【入札監理課長】

意見聴取につきましては、日程の照会を各団体に行っているところですが、11月の下旬から12月上旬を想定しています。

【伊藤委員長】

はい、わかりました。他の方々との調整もありますのでよろしく願いいたします。

本日の議事については、これで終了いたします。

【入札監理課監理課主幹兼副課長】

以上をもちまして、第55回福島県入札制度等監視委員会を閉会といたします。ありがとうございました。